

県内初！

「弁護士によるいじめ予防授業」を開催します

1 目的

「いじめ」問題は大きな社会問題であり、これまでも市教育委員会では、「いじめは絶対に許さない」との決意の下、全教育活動を通して心の教育を育んできました。

今回、埼玉弁護士会（さいたま市浦和区 会長：福地輝久）の協力を得て、志木第三小学校の5年生の授業において、県内初の弁護士による「いじめ予防授業」を実施します。

人権教育の視点から、いじめは人権侵害であること、いじめを受けた児童・生徒だけでなく、周りにいる者やいじめをした者自身をも傷つけることを考える授業を展開することで「いじめが起きると人権が傷つく」ことをわかりやすく伝え、いじめは許されないことを児童に実感させていきます。

2 日時 平成28年11月21日(月)

① 5年3組 3校時 午前10時40分～11時25分

(三多摩法律事務所 橋詰 穰 弁護士 【志木市いじめ防止対策委員】)

② 5年1組 4校時 午前11時30分～12時15分

(はるか法律事務所 峯野 哲也 弁護士)

③ 5年2組 4校時 午前11時30分～12時15分

(獨協地域と子ども法律事務所 川原 祐介 弁護士)

今回、5年3組で授業を行う橋詰穰弁護士は本市のいじめ防止対策委員を務めるほか、東京弁護士会子どもの権利委員会などでご活躍され、学校でのいじめ予防授業に精力的に取り組まれています。

3 会場 志木第三小学校（志木市柏町3-2-1）

4 その他

同様の授業は東京都内の小・中学校において東京弁護士会の協力の下行われていますが、埼玉県内で行われるのは、志木市が初めてとなります。

今後、各学校での開催希望に応じ、他の学校においても展開していきます。

なお、今回の授業について報道関係者以外の一般の方の見学はできません。

記者発表資料

平成28年11月15日

教育政策部学校教育課

指導担当グループ

担当者／指導主事・菊地 雅和

電話番号／048-473-1111

内線3122

志木市